

成年後見制度の利用を お考えの方に

～概要から申立手順まで～



社会福祉法人 香川県社会福祉協議会
権利擁護・成年後見支援センター

成年後見制度とは？

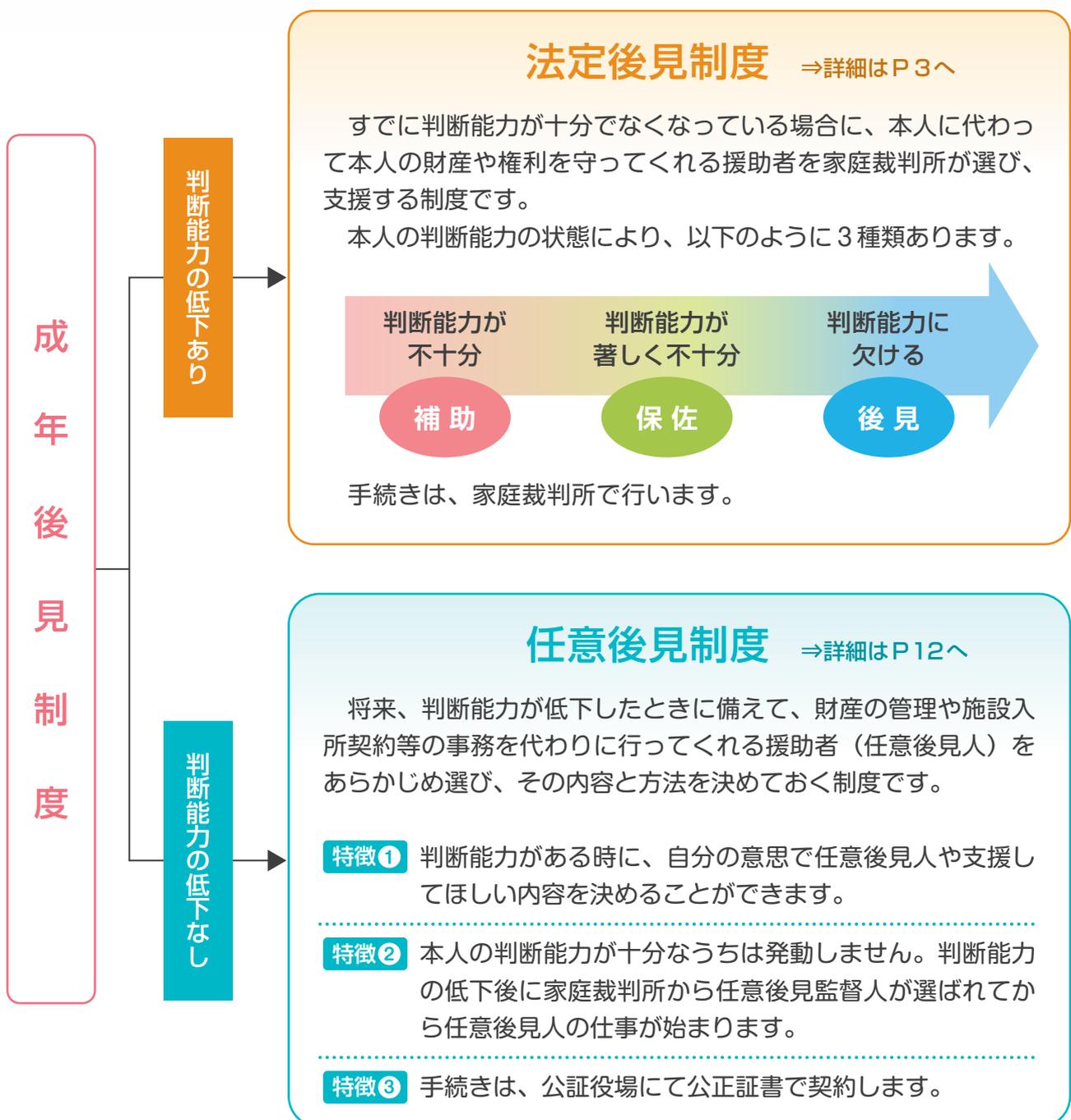


成年後見制度とは

認知症や知的障がい、精神障がいなどによって、判断能力が不十分な方について、本人の財産や権利を守る援助者を選ぶことにより、本人を法的に支援する制度です。

成年後見制度には、

「法定後見制度」と「任意後見制度」があります。



法定後見制度について

制度の内容

※ P3以降の文中の「成年後見人等」とは、「後見人」「保佐人」「補助人」すべてを指します。

		補助	保佐	後見
対象となる方		判断能力が 不十分 で、重要な財産管理等をひとりで行うことが不安な方、日常生活にある程度支援の必要な方	判断能力が 著しく不十分 で、日常の買い物はひとりではできるが、重要な財産の管理等は難しい方、日常生活にかなりの部分で支援が必要な方	判断能力を 常に欠く 状態にあり、日常の買い物もひとりでは難しい方、日常生活に常に支援の必要な方
手続き(申立)ができる方		本人、配偶者、四親等内の親族、市町村長など		⇒詳細はP5を参照
申立についての本人の同意		必要	不要	不要
成年後見人等が 同意または取り消すことができる行為		本人が同意し、かつ家庭裁判所が認めた行為 ※日常生活に関する行為を除く	民法13条1項に定める行為および本人が同意し家庭裁判所が認めた行為 ※日常生活に関する行為を除く	すべての法律行為 ※日常生活に関する行為を除く
成年後見人等に与えられる 代理権		本人が同意し、かつ家庭裁判所が認めた行為	本人が同意し、かつ家庭裁判所が認めた行為	すべての法律行為
3 類型の 名称	本人	被補助人	被保佐人	被後見人
	援助者	補助人	保佐人	後見人
	監督人	補助監督人	保佐監督人	後見監督人

※民法13条1項とは

- ① 貸した土地、建物、お金を返してもらったり、これらを他人に貸したり預けたりすること。
- ② お金を借りたり、他人の保証人になること。
- ③ 不動産や高価な財産を売り買いしたり、貸したり、担保をつけるなどすること。
- ④ 訴訟を起こしたり、訴訟を取り下げたりすること。
- ⑤ 贈与、和解をしたり、仲裁契約をすること。
- ⑥ 相続を承認、放棄したり、遺産分割をすること。
- ⑦ 贈与や遺贈を断ったり、何か負担することを条件とした贈与や遺贈を受けることを承諾すること。
- ⑧ 新築、改築、増築、大修繕の契約をすること。
- ⑨ 宅地については5年を超え、建物については3年を超え、動産については半年を超えて貸す契約をすること。

法定後見制度について



成年後見人等の選定

成年後見人等に誰が選ばれるかは、候補者の中から最もふさわしい方を**家庭裁判所が決定**します。

成年後見人等になるための特別な資格等はありませんので、親族をはじめ、弁護士等の専門職や法人もなることができます。しかし、下記の欠格事由に該当する方は除かれます。

※欠格事由

- ① 未成年者
- ② 家庭裁判所に解任された法定代理人（成年後見人等）
- ③ 破産者
- ④ 本人に対し、訴訟をし、またはした者およびその配偶者並びに直系血族
- ⑤ 行方不明者

なお、本人の状況に応じて複数の成年後見人等が選ばれたり、成年後見人等を監督する後見監督人・保佐監督人・補助監督人が選ばれる場合もあります。

成年後見人等の役割

成年後見人等は、本人の意思を尊重し、かつ生活状況や心身の状態を考慮しながら、必要な医療・福祉サービスを契約したり、適切な財産管理などを行うことで、本人の生活や財産を守ります。

成年後見人等には、日常生活に関する行為を除く法律行為を、本人に代わって行ったり、必要に応じて取り消したりする法的な権限が与えられています。

そのため、たとえ本人と成年後見人等が親族関係にある場合でも、成年後見人等自らのために使用したり、親族などに贈与・貸付けをすることは、原則認められません。

成年後見制度の利用のメリット・デメリット

メリット	デメリット
◇判断能力が低下した人の財産と権利を法的に守ることができる。	◇会社役員や公務員、医師などの一定の職業につけない（補助類型は除く）
◇本人が詐欺などにあつたときに、その契約を取り消すことができる。	◇申立費用や成年後見人等への報酬がかかる。
◇家庭裁判所などの関係機関が関わってくれる。	

申立てできる人

法定後見の申立てができるのは、

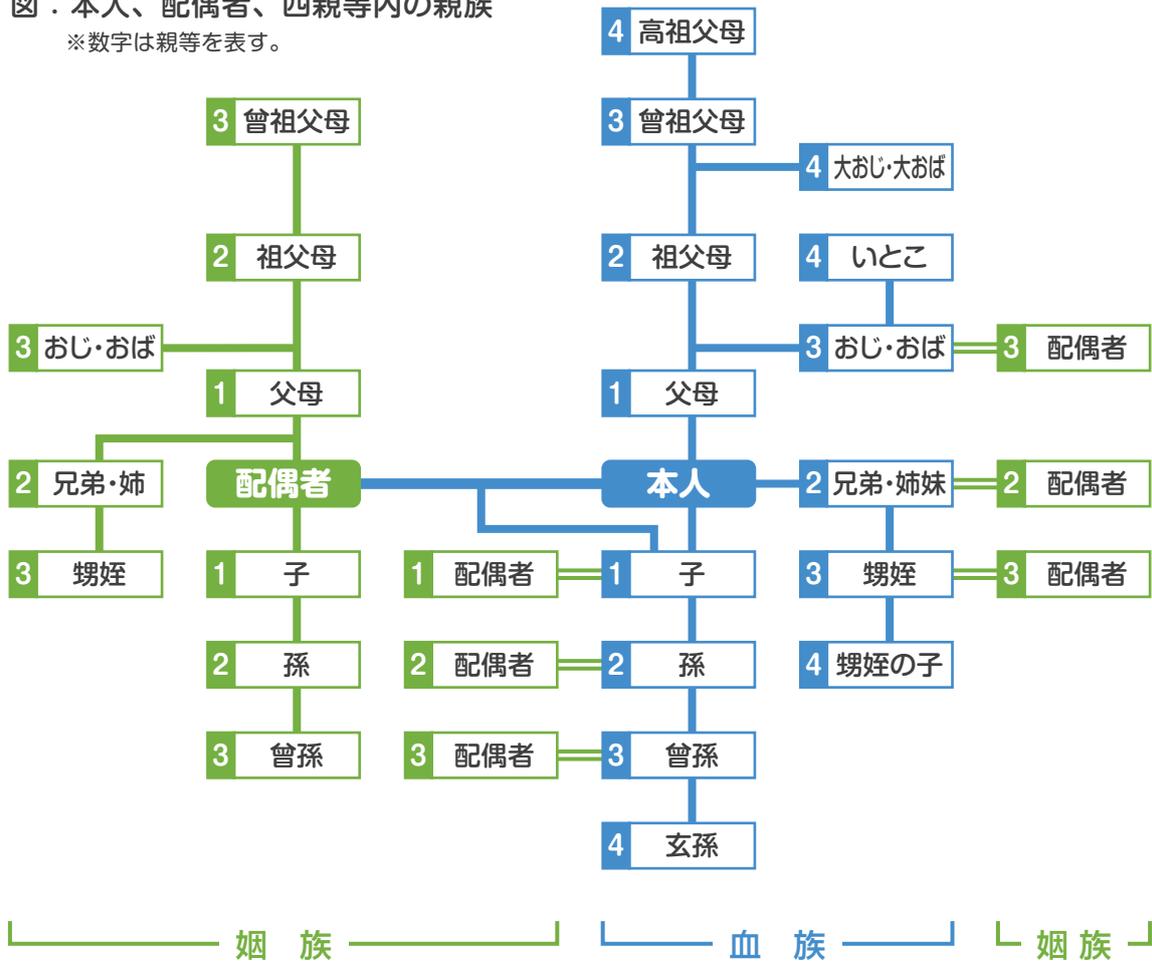
(1) 本人、配偶者、四親等内の親族（下図）

※ 四親等内の親族とは、配偶者・四親等内の血族、三親等内の姻族となります。
血族とは、血縁関係で結ばれた親族、姻族とは、婚姻関係によって生じた親族のことです。



図：本人、配偶者、四親等内の親族

※数字は親等を表す。



(2) 任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人

(3) 市町長、検察官など

【市町長申立てとは】

法定後見制度の申立ては、本人、配偶者、四親等内の親族などが行うことができますが、親族がない、もしくは親族はいるが関与を拒否している場合で一定の条件を満たせば、市町長が申立てを行うことができます。

一定の条件とは、各市町によって異なりますので、高齢者の場合はお住まいの地域包括支援センターまたは市町役場の高齢者担当窓口へ、障害者の場合は市町役場の障害者担当窓口へお問合わせください。

法定後見制度について



申立て手続きの手順

1 申立て準備

① 申立て書類の取得

申立てに必要な書類一式をまとめた「成年後見申立てセット」を、管轄の家庭裁判所へもらいに行きます。

管轄の家庭裁判所とは、本人の所在地（住んでいるところ）で判断します。

管轄家庭裁判所	管轄区域
高松家庭裁判所 高松市丸の内2番27号 ☎087-851-1942（受付）	高松市、さぬき市、東かがわ市、丸亀市のうち旧綾歌町、三木町、直島町、綾川町
高松家庭裁判所丸亀支部 丸亀市大手町3丁目4番1号 ☎0877-23-5184（代表）	丸亀市のうち旧丸亀市・旧飯山町、坂出市、善通寺市、多度津町、宇多津町、琴平町、まんのう町
高松家庭裁判所観音寺支部 観音寺市観音寺町甲2804番地1 ☎0875-25-2619（代表）	観音寺市、三豊市
高松家庭裁判所土庄出張所 小豆郡土庄町淵崎甲1430番地1 ☎0879-62-0224（代表）	土庄町、小豆島町



② 診断書の作成

「成年後見申立てセット」のなかに、『診断書と鑑定について』という冊子が入っています。そのなかの「**診断書（成年後見制度用）**」（P11参照）について、かかりつけ医等に作成してもらいます。



③ 申立書（P10参照）作成及び申立てに添付する書類の取得

申立てに必要な書類一覧（P9）を参照しながら、書類を準備してください。

※住民票、戸籍謄本、診断書などは3ヵ月以内に発行されたものが必要です。

※どの種類の申立書に記入するかは、診断書内に記載されている医師の判断（該当する類型にチェックが入っています）を参考に選びます。

※申立て時に準備できない書類については、家庭裁判所へ相談し、準備できる書類だけで申立てすることも検討しましょう。



④ 成年後見人等の選定

申立て時に適切な後見人等候補者がいない場合は、申立書の候補者欄を空欄で提出することができます。また、お願いしたい専門職種はいるが人物が特定していない場合でも、候補者欄に職種名（例えば「弁護士」、「司法書士」、「社会福祉士」など）を記載することができ、家庭裁判所が適任者を探してくれます。

2 申立て

管轄の家庭裁判所へ申立て書類一式、認印を持参します。

3 審問・調査・鑑定など

家庭裁判所の職員が、申立人や成年後見人等候補者、本人から詳しい事情を聴き取ります。

※本人が家庭裁判所へ行けない場合は、後日本人を訪問します。

※本人の判断能力について、医師による鑑定が行われる場合もあります。

鑑定が行われた場合は、鑑定費用として40,000～100,000円必要になります。

4 審判

家庭裁判所が本人の判断能力を審査し、後見・保佐・補助開始の審判と、成年後見人等の選任をします。

5 告知・通知

審判の結果が、申立人、本人、成年後見人等に告知・通知されます。

※結果に不服がある人は、告知から2週間以内に不服申立てを行うことができます。

※告知から2週間後に審判が確定します。

6 成年後見登記

審判が確定すると、成年後見人等の氏名等が法務局（東京法務局）に登記されます。

成年後見人等の仕事が始まります！

法定後見制度について



成年後見人等のしごと

あなたが、成年後見人等に選任されたら、

1 まずは、

- ① 本人の財産状況を把握し、毎月の収支予算を立てたうえで、家庭裁判所に財産目録（P10参照）および収支予定表（P11参照）を提出します。
※後見監督人・保佐監督人・補助監督人がいる場合は、監督人に提出します。
- ② 本人の意向を尊重し、本人にふさわしい暮らし方や支援の仕方考えます。

2 日々の生活の中で、

- ① 生活を支援するために
日常生活の見守り（定期訪問）や、入退院の手続き、施設入所契約、福祉サービスの利用契約、サービス内容の確認などを行います。
- ② 財産を守るために
本人の預金通帳などを管理し、収入や支出の記録を残します。また、本人が不利益な契約を結んだ場合の取り消しなどを行います。

3 一定の時期に家庭裁判所へ報告

家庭裁判所に対して、財産管理や身上監護の状況を定期的に報告し、助言や指導を受けます。

4 成年後見人等の仕事でないもの

- ① 介護や家事などの事実行為、手術などの医療行為に関する同意、入院・入所時の身元保証人
- ② 養子縁組、結婚・離婚などの身分行為、葬祭などの死後の手続き

5 成年後見人等の任期は？

通常、本人の判断能力が回復したり、亡くなるまでは、成年後見人等としての責任を負います。

（申立のきっかけとなった当初の目的を果たしたら終わりというわけではありません。）

申立てに必要な書類一覧

※各裁判所によって、異なります。(平成25年1月現在)

No.	名 称	備 考
1	申立書	※申立てセット内に様式あり
2	申立書付票	※申立てセット内に様式あり
3	診断書および診断書付票	※申立てセット内に様式あり
4	本人の戸籍謄本（改製原戸籍が必要な場合あり）	本人の本籍地の市町村役場で取得
5	本人の住民票（または戸籍附票）	本人住所地の市町村役場で所得
6	成年後見人等候補者分の住民票（または戸籍附票）	成年後見人等候補者の住所地の市町村役場で取得
7	本人の登記されていないことの証明書	法務局で取得 ※申立てセット内に様式あり
8	収入印紙 800円 ただし保佐・補助の場合は以下のとおり 【保佐】・保佐開始のみの場合800円 ・保佐開始+同意権拡張の場合1,600円 ・保佐開始+代理権付与の場合1,600円 ・保佐開始+同意権の拡張+代理権付与の場合2,400円 【補助】・補助開始+同意権付与の場合1,600円 ・補助開始+代理権付与の場合1,600円 ・補助開始+同意権の付与+代理権付与の場合2,400円	収入印紙販売所・郵便局にて取得
9	収入印紙 2,600円（後見登記手数料）	収入印紙販売所・郵便局にて取得
10	郵便切手 3,280円（保佐・補助の場合は、4,320円） ○後見開始の場合 3,280円分 10円×12枚、20円×2枚、50円×2枚、80円×19枚、500円×3枚 ○保佐開始・補助開始の場合 4,320円分 10円×12枚、20円×4枚、50円×2枚、80円×19枚、500円×5枚	郵便局にて取得
11	同意行為目録 ※補助の場合で、同意権付与を行う場合のみ	※申立てセット内に様式あり
12	代理行為目録 ※保佐・補助の場合で、代理権付与を行う場合のみ	※申立てセット内に様式あり
13	本人に関する照会書	※申立てセット内に様式あり
14	本人の同意書 ※本人以外の方が補助開始申立てをする場合のみ	※申立てセット内に様式あり
15	本人の親族の同意書 ※親族の範囲は本人死亡時の相続人	※申立てセット内に様式あり
16	成年後見人等候補者に関する照会書	※申立てセット内に様式あり
17	財産目録	※申立てセット内に様式あり
18	収支予定表	※申立てセット内に様式あり
19	本人に関する資料（財産や収支等がわかる書類） (1) 不動産についての資料 （不動産登記事項証明書、固定資産税納税通知書など） (2) 預貯金、投資信託、株式などについての資料 （通帳、預かり証、株式の残高報告書など） (3) 生命・損害保険などの資料（生命保険証書など） (4) 負債についての資料（金銭消費貸借契約書、返済明細書など） (5) 収入についての資料（給与明細書、年金証書など） (6) 支出についての資料（施設利用料、入院費等の領収書など）	左記の(1)～(6)は、A4判コピーで提出。 (不動産登記事項証明書は、原本)

成年後見申立てセットの様式の一例

【収支予定表】

平成 年(家)第 号
収支予定表 *本人についての収支です。
*有価証券等に関する事項は通算のピーをさせていただきます。
 平成 年 月 日
 作成者氏名 印

1 定期的な収入

番号	種類、名称など	支払者の氏名、名称	金額(月平均額)	振込先口座(金融機関・口座番号)
	厚生年金			
	国民年金			
	その他公的給付金			
	個人年金など			
	不動産収入(家賃、地代等)			
	その他()			

収入の合計 月額= 円 年額(月額×12か月)= 円

2 定期的な支出

番号	種別	先	金額(月平均額)	支払方法など
	施設費、入院費			
	生活費			
	医療費			
	家賃			
	生命(損害)保険など掛金			
	所得税・住民税			
	健康保険料			
	介護保険料			
	固定資産税			
	負債			
	後見事務費(交通費等)			

支出の合計 月額= 円 年額(月額×12か月)= 円

3 収支見通し

月額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円
年額 (収入の合計) - (支出の合計) = +・-	円

【診断書】

診 断 書 (成年後見制度用) (家庭裁判所提出用)

1 氏 名: 男・女 年 月 日生 (歳)
 住 所: _____

2 医学的診断(□入院中 □通院中 □その他 _____)
 (1) 診断名 1 _____ 2 _____ 3 _____
(発症 年 月 日) (発症 年 月 日) (発症 年 月 日)
 (2) 精神上の障害の程度 □重度 □中等度 □軽度 (□障害認定 級)
 特記 _____
□療育手帳(□A □A □B □B)
□知能指数 IQ= (歳程度) 検査日 _____

(3) 現在の状態 □植物状態である □植物状態に準ずる □その他
□経管栄養である□摂食は自力できない □摂食は常に他の介助を要する
□尿失禁状態 □移動は自力できない □寝たきり状態である
□発語ができない□声を出しても意味のある発語ができない
□会話ができない□目で物を通っても認識はできない
□簡単な命令に反応することはあるが、それ以上の意思の疎通ができない
 特記(□介護認定 票介護 _____)

(4) 所見(現病歴、現在症、重症度、現在の精神状態と関連する既往症・合併症など)

3 回復の可能性 □全くない □ほとんどない □ある □その他 _____

4 判断能力の程度 判断の鑑定書の説明を参照の上記載してください
□後見程度 □保佐程度 □補助程度 □いづれにも該当しない

5 判定の根拠、説明
□場所や時間の見当識がない □言語による意思疎通ができない
□身体動作による意思疎通ができない □年齢や経歴の記憶がない
□計算はほとんどできない □近親者の判別ができない
長谷川式簡易知能評価スケール改訂版 □ (点) □できない
□脳の萎縮が著しい(□頭部CTスキャン □MRI の画像診断による)
□理解力、判断力が極めて障害されている
 特記(補助程度と判定された場合には、必ず記載してください。)

以上とおり診断します。 平成 年 月 日
 病院名・所在地 _____
 診療科 _____ 科 電話番号 () _____
 担当医師氏名 _____ 印

【鑑定書①】

鑑 定 書 (成年後見用・要点式)

家庭裁判所 支部 号 後見開始の審判 申立事件
 平成 年(家)第 _____ 号

氏名 _____ □男 □女
 住所 □明 □大 □昭 □平 年 月 日生 (歳)

鑑定事項及び鑑定主文

鑑定事項
 ①精神上の障害の有無、内容及び障害の程度
 ②自己の財産を管理・処分する能力
 ③回復の可能性
 ④その他 ()

鑑定主文
 □①につき、精神上の障害(□認知症 □その他 _____)があり、その程度は重い。
 □②につき、自己の財産を管理・処分することはできない。
 □③につき、回復の可能性は低い。
 □次のとおり

鑑定経過

本人の診察
 実施日: 平成 年 月 日
 場 所: _____
 内 容: □問診 □検査 □その他 ()
 参考資料 _____

既往歴及び現病歴等

学歴・婚姻歴・職歴等: □参考事項なし □参考事項あり _____

既往症: □特記事項なし □特記事項あり _____

現病歴 _____

その他: □特記事項なし □特記事項あり _____

【鑑定書②】

生活の状況及び現在の精神の状態等

日常生活の状況: □全介助 □その他 _____

身体の状態

① 理学的検査: □特記事項なし □特記事項あり _____

② 臨床検査: □特記事項なし □特記事項あり _____

③ その他 _____

精神の状態

① 意識/疎通性
□意思疎通不可
 □

② 記憶力
□自己の年齢(□回答不可 □回答可)
 □

③ 見当識
□日時(□回答不可 □回答可) □場所(□回答不可 □回答可)
 □

④ 計算力
□計算は全くできない。
 □

⑤ 理解・判断力
□理解不能
 □

⑥ 知能検査、心理学的検査
□HDS-R 点 □その他の検査 ()

⑦ その他
□特記事項なし
 □

説 明

平成 年 月 日
 以上とおり鑑定する。
 住所 _____
 所属、診療科 _____ 氏名 _____ 印

任意後見制度について



将来、判断能力が低下したときに備えて、財産の管理や施設入所契約等の事務を代わりに行ってくれる援助者（任意後見人）をあらかじめ選び、その内容と方法を決めておく制度です。

任意後見人が後見人として活動を始めるのは、本人の判断能力が十分でなくなり、家庭裁判所が任意後見監督人を選任してからです。

1 契約準備

- ① 任意後見人になってくれる人（任意後見受任者）を探します。
- ② 任意後見受任者と話し合い、依頼する内容・任意後見人に支払われる報酬を決めます。



2 任意後見契約・^{とうき}登記

- ① 任意後見受任者と公正役場へ行き、公正証書で任意後見契約を結びます。
※外出が困難などの事情があれば、公正人が出張することも可能です。
- ② 公正証書の内容は、公正人からの依頼により、東京法務局に登録されます。

任意後見契約公正証書作成にかかる費用のめやす（平成25年1月現在）

- ◇公正証書作成の基本手数料（11,000円）
- ◇登記嘱託手数料（1,400円）
- ◇法務局に納付する印紙代（2,600円）
- ◇その他（本人に交付する正本等の用紙代、登記郵送用の切手代など）



本人の判断能力の低下



3 任意後見監督人選任の申立て

- ① 申立てできる人は、本人・配偶者・四親等内の親族・任意後見受任者です。
- ② 本人の住所地の家庭裁判所に任意後見監督人選任の申立てを行います。

種類	内容
申立てに必要な書類	◇申立書 ◇本人の成年後見等に関する登記事項証明書 ◇本人の戸籍謄本 ◇本人の診断書 ◇任意後見監督人の候補者がいる場合はその者の住民票・戸籍附票 ◇任意後見契約公正証書の写し
申立てに必要な費用	◇収入印紙（申立用800円+後見登記用1,400円） ◇郵便切手（3,200円程度） ※各家庭裁判所により異なります。（平成25年1月現在）



4 任意後見監督人の選任、任意後見開始

- ① 任意後見監督人が選任されると、任意後見受任者は正式に任意後見人となり、任意後見が開始されます。
- ② 任意後見人は、当初の契約に基づき財産管理や身上監護などの事務を行います。
- ③ 任意後見監督人は、任意後見人が行っている事務が適切かどうか監督します。
- ④ 任意後見人は、当初の契約で決めておいた報酬を、任意後見監督人は、家庭裁判所が決定した報酬を、それぞれ本人からもらいます。



成年後見制度の問い合わせ・相談先

申立て・後見等受任中のお問い合わせ先

名 称	管 轄 区 域
高松家庭裁判所 高松市丸の内2番27号 ☎087-851-1942 (受付)	高松市、さぬき市、東かがわ市、 丸亀市のうち旧綾歌町、三木町、 直島町、綾川町
高松家庭裁判所丸亀支部 丸亀市大手町3丁目4番1号 ☎0877-23-5184 (代表)	丸亀市のうち旧丸亀市・旧飯山町、 坂出市、善通寺市、多度津町、 宇多津町、琴平町、まんのう町
高松家庭裁判所観音寺支部 観音寺市観音寺町甲2804番地1 ☎0875-25-2619 (代表)	観音寺市、三豊市
高松家庭裁判所土庄出張所 小豆郡土庄町淵崎甲1430番地1 ☎0879-62-0224 (代表)	土庄町、小豆島町

任意後見制度の手続きについて

名 称	連 絡 先
高松公証役場	高松市亀井町2番地1 ☎087-813-3536
丸亀公証役場	丸亀市塩飽町7番地2 (県信ビル5階) ☎0877-23-4734

専門職種による相談窓口

名 称	連 絡 先
香川県弁護士会	高松市丸の内2-22 ☎087-822-3693
香川県司法書士会 (成年後見センター・リーガルサポートかがわ)	高松市西内町10番17号 ☎087-821-5701
香川県社会福祉士会 (ぱあとなあ香川)	丸亀市飯山町上法軍寺2611 ☎0877-98-0854

高齢者の対応や身寄りのない方の申立に関すること

【地域包括支援センター】

市町名	所在地	電話番号	市町名	所在地	電話番号
高松市	高松市桜町一丁目10番27号	087-839-2811	さぬき市	さぬき市長尾東888番地5	0879-52-0410
高松市	一宮	高松市一宮町503番地40	東かがわ市	東かがわ市三本松1172番地	0879-26-1261
	古高松	高松市高松町2581番地2	三豊市	三豊市高瀬町下勝間2373番地	0875-73-3017
	山田	高松市川島本町191番地13	土庄町	小豆郡土庄町湊崎甲1400-25	0879-62-1234
	勝賀	高松市香西南町476番地1	小豆島町	小豆郡小豆島町安田甲144番地90	0879-82-7006
	香川	高松市香川町浅野1256番地1	三木町	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3321
	牟礼	高松市牟礼町牟礼130番地2	直島町	香川郡直島町1122-1(住民福祉課内)	087-892-3400
	国分寺	高松市国分寺町新居1180番地1	宇多津町	綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8740
丸亀市	丸亀市大手町二丁目1番7号	0877-24-8933	綾川町	綾歌郡綾川町陶1720番地1	087-876-1002
坂出市	坂出市室町二丁目3番5号	0877-44-5091	琴平町	仲多度郡琴平町榎井817番地10	0877-75-6880
善通寺市	善通寺市文京町二丁目1番4号	0877-63-6364	多度津町	仲多度郡多度津町栄町三丁目1-73	0877-33-1138
観音寺市	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3968	まんのう町	仲多度郡まんのう町吉野下430番地	0877-73-0125

障害者の対応や身寄りのない方の申立に関すること

【市町障害福祉担当課窓口】

市町名	担当課名	所在地	電話番号
高松市	障がい福祉課	高松市番町一丁目8-15	087-839-2333
丸亀市	福祉課	丸亀市大手町二丁目3-1	0877-24-8805
坂出市	ふくし課	坂出市室町二丁目3番5号	0877-44-5007
善通寺市	社会福祉課	善通寺市文京町二丁目1番1号	0877-63-6339
観音寺市	社会福祉課	観音寺市坂本町一丁目1番1号	0875-23-3963
さぬき市	長寿障害福祉課	さぬき市長尾東888番地5	0879-52-2516
東かがわ市	福祉課	東かがわ市湊1847番地1	0879-26-1228
三豊市	福祉課	三豊市高瀬町下勝間2373番地	0875-73-3015
土庄町	福祉課	小豆郡土庄町甲559-2	0879-62-7002
小豆島町	住民福祉課	小豆郡小豆島町池田2100-4	0879-82-7005
三木町	健康福祉課	木田郡三木町大字氷上310番地	087-891-3304
直島町	住民福祉課	香川郡直島町1122-1	087-892-2223
宇多津町	保健福祉課	綾歌郡宇多津町1881番地	0877-49-8003 0877-49-8001
綾川町	健康福祉課	綾歌郡綾川町滝宮299	087-876-1113
琴平町	福祉課	仲多度郡琴平町榎井817番地10	0877-75-6706
多度津町	福祉保健課	仲多度郡多度津町栄町一丁目1-91	0877-33-4488
まんのう町	福祉保険課	仲多度郡まんのう町吉野下430番地	0877-73-0102 0877-73-0124

県内の社会福祉協議会

名 称	所 在 地	電 話 番 号
高松市社会福祉協議会	高松市福岡町2-24-10 福祉コミュニティセンター高松	087-811-5666
丸亀市社会福祉協議会	丸亀市大手町2-1-7 丸亀市保健福祉センター	0877-22-5700
坂出市社会福祉協議会	坂出市寿町1-3-38 坂出市福祉会館	0877-46-5078
善通寺市社会福祉協議会	善通寺市文京町2-1-4 善通寺市総合会館	0877-62-1614
観音寺市社会福祉協議会	観音寺市坂本町1-1-6 観音寺市社会福祉センター	0875-25-7773
さぬき市社会福祉協議会	さぬき市長尾東888-5 さぬき市長尾支所 3階	0879-52-2950
東かがわ市社会福祉協議会	東かがわ市湊1809 白鳥社会福祉センター	0879-26-1122
三豊市社会福祉協議会	三豊市山本町辻333-1 三豊市役所山本庁舎	0875-63-1014
土庄町社会福祉協議会	小豆郡土庄町甲611-1 土庄町総合福祉会館	0879-62-2700
小豆島町社会福祉協議会	小豆郡小豆島町安田甲144-90 小豆島町役場内海庁舎	0879-82-5318
三木町社会福祉協議会	木田郡三木町大字氷上310 三木町福祉センター	087-891-3317
直島町社会福祉協議会	香川郡直島町3694-1 直島町総合福祉センター	087-892-2458
宇多津町社会福祉協議会	綾歌郡宇多津町1900 宇多津町福祉センター	0877-49-0287
綾川町社会福祉協議会	綾歌郡綾川町滝宮276 綾川町梅の里社会福祉センター	087-876-4221
琴平町社会福祉協議会	仲多度郡琴平町榎井891-1 琴平町地域福祉ステーション	0877-75-1371
多度津町社会福祉協議会	仲多度郡多度津町西港町127-1 多度津町町民健康センター	0877-32-8501
まんのう町社会福祉協議会	仲多度郡まんのう町生間415-1 まんのう町仲南支所内	0877-77-2991

パンフレットについてのお問い合わせ先

香川県社会福祉協議会

〒760-0017 高松市番町一丁目10-35

香川県社会福祉総合センター内

権利擁護・成年後見支援センター

電話 087-861-8883 FAX 087-833-3022

